

介護・訓練支援用具

品目	対象要件	基準価格	耐用年数	性能等
特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上の者及び難病等により寝たきりの状態にある者	154,000	8年	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として障害者等の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの
特殊マット	下肢又は体幹機能障害2級以上及び療育手帳A判定であって共に常時介護を要する者(原則3歳以上)及び難病等により寝たきりの状態にある者	19,600	5年	じょくそうの防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの
特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級であって常時介護を要する者及び難病等により自力で排尿できない者	67,000	5年	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの
入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上であって入浴時介助を要する者(原則3歳以上)	82,400	5年	障害者等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの
体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上であって下着交換等に介助を要する者(原則学齢児以上)及び難病等により寝たきりの状態にある者	15,000	5年	介助者が障害者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの
移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の自力移動が困難な者(原則3歳以上)及び難病等により下肢又は体幹機能に障害のある者	159,000	4年	介護者が障害者等を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。
訓練いす(児童のみ)	下肢又は体幹機能障害2級以上の者(原則3歳以上)	33,100	5年	原則として附属のテーブルを付けるものとする。
訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害2級以上の者(原則学齢児以上で児童のみ)及び難病等により寝たきりの状態にある者	159,200	8年	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの

自立生活支援用具

品目	対象要件	基準価格	耐用年数	性能等
入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害を有する者であって入浴に介助を必要とするもの(原則3歳以上)及び難病等により入浴に介助を要する者	90,000	8年	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者等又は介助者が容易に使用し得るもの
便器	下肢又は体幹機能障害2級以上の者(原則学齢児以上)又は難病等により常時介護を要する者	4,450	8年	障害者等が容易に使用し得るもの(手すりを付けることができる。)。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
	便器(手すり)加算	5,400		

品目	対象要件	基準価格	耐用年数	性能等	
頭部保護帽 ★	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害及び療育手帳を有する者で起立・歩行時に頻繁に転倒するもの又はてんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	プラスチック使用①	36,750	3年	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの
		その他②	15,200		①スポンジ、革、プラスチックを主材料に製作
					②スポンジ、革を主材料に製作
T字状・棒状の杖	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有する者で歩行時に支持が必要なもの	木材	2,200	3年	主体—木材(十分な強度を有するもの)
		軽金属	3,000		外装—ニス塗装
					主体—軽金属 外装—塗装なし
移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有する者で家庭内の移動等において介助を必要とするもの(原則3歳以上)	60,000	8年	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	
特殊便器	上肢障害2級以上又は療育手帳A判定で訓練を行っても排便後の処理が困難な者(原則学齢児以上)及び難病等により上肢機能に障害のある者	151,200	8年	容易な操作で温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く(工事代は含まない)。	
火災警報器	障害種別・等級にかかわらず、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	15,500	8年	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせるもの	
自動消火器		28,700	8年	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	
電磁調理器	視覚障害2級以上の者で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯	41,000	6年	視覚障害者等が容易に使用し得るもの	
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上の者(原則学齢以上)	7,000	10年	視覚障害者等が容易に使用し得るもの	
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級以上の者で聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	87,400	10年	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	

在宅療養等支援用具

品目	対象要件	基準価格	耐用年数	性能等
透析液加温器	じん臓機能障害3級以上の者で自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行うもの(原則3歳以上)	51,500	5年	透析液を加温し、一定温度に保つもの
ネブライザー(吸入器)	呼吸機能障害3級以上又は同程度の障害を有する者であって必要と認められるもの(原則学齢児以上)及び難病等により呼吸機能に障害のある者	36,000	5年	障害者又は介護者が容易に使用し得るもの
電気式たん吸引器	呼吸機能障害3級以上又は同程度の障害を有する者であって必要と認められるもの(原則学齢児以上)及び難病等により呼吸機能に障害のある者	56,400	5年	障害者又は介護者が容易に使用し得るもの
吸引吸入器併用型		60,000		
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメータ)	難病等により酸素濃度を確認する必要がある者	157,500	5年	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	17,000	10年	障害者又は介護者が容易に使用し得るもの
盲人用体温計(音声式)	視覚障害者2級以上の者で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯	9,000	5年	視覚障害者等が容易に使用し得るもの
盲人用体重計		18,000		
発電機又はバッテリー	人工呼吸器、ネブライザー又は電気式たん吸引器を使用中の者	60,000	10年	人工呼吸器、ネブライザー又は電気式たん吸引器の機能を維持するためのものであって、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの

情報・意思疎通支援用具

品目	対象要件	基準価格	耐用年数	性能等
携帯用会話補助装置★	音声機能若しくは言語機能障害又は肢体不自由な者であって、発声・発語に著しい障害を有するもの(原則学齢児以上)	98,800	5年	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの
情報・通信支援用具	視覚障害を有する者及び上肢又は体幹機能障害2級以上の者(原則学齢児以上)	100,000	5年	障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器やアプリケーションソフト等をいい、次のものが対象となる。 上肢又は体幹に障害を有する者…入力サポート機器(大型キーボード・ジョイスティック等)

品目	対象要件	基準価格	耐用年数	性能等	
点字ディスプレイ	原則視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級の者(原則学齢児以上)	383,500	6年	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	
点字器	視覚障害を有する者であって必要と認められるもの(原則学齢児以上)	10,400	7年	標準型	
				A 32マス18行、両面書真鍮板製 B 32マス18行、両面書プラスチック製	
		7,200	5年	携帯用 A 32マス4行、片面書アルミニウム製 B 32マス12行、片面書プラスチック製	
点字タイプライター	視覚障害2級以上かつ就労若しくは就学しているか、又は就労が見込まれる者	63,100	5年	視覚障害者等が容易に使用し得るもの	
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上の者(原則学齢児以上)	録音再生	85,000	6年	視覚障害者等が容易に使用し得るもの
		再生専用	35,000		
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上の者(原則学齢児以上)	99,800	6年	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者等が容易に使用し得るもの	
視覚障害者用拡大読書器	視覚障害を有する者であって本装置により文字等を読むことが可能になるもの(原則学齢児以上)	198,000	8年	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	
盲人用時計 ★	視覚障害2級以上の者	触読時計	10,300	10年	視覚障害者等が容易に使用し得るもの
		音声時計	13,300		
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有する者であってコミュニケーション・緊急連絡等の手段として必要と認められるもの(原則学齢児以上)	71,000	5年	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるもの	
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害を有し本装置によりテレビの視聴が可能になる者	88,900	6年	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者等が容易に使用し得るもの	
人工内耳電池	人工内耳を埋め込みした者であって電池の交換が必要なもの	24,000	1年		

品目	対象要件		基準価格	耐用年数	性能等
人工喉頭 ★	無喉頭、発声筋麻痺等により音声を発することが困難な者	笛式	5,000	4年	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの
			8,100		同上及び気管カニューレ付きのもの
		電動式	70,100	5年	顎下部等にあてて電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの
視覚障害者用ワードプロセッサ(共同利用)	視覚障害を有する者(原則学齢児以上)		—	—	編集、校正機能を持ち、日本点字表記に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができる。
点字図書	主に情報の入手を点字によっている視覚障害を有する者		—	—	点字により作成された図書
視覚障害者用地デジ・FM補完放送対応ラジオ	視覚障害を有し、本機器によりテレビの音声・FM補完放送が聴取可能となる者		29,000	6年	通常のラジオと異なり地上デジタル放送のテレビ音声を受信可能なもの、又はFM補完放送の受信可能なもので、そのいずれかの機能を持ち、視覚障害者等が容易に使用できるもの

#### 排泄管理支援用具

品目	対象要件		基準価格	耐用年数	性能等
ストマ装具(ストマ用品・洗腸用具) ★	膀胱又は直腸の機能障害を有する者でストマを造設したもの	蓄便袋	8,600/月	—	障害者又は介護者が容易に使用し得るもの
		蓄尿袋	11,300/月		
紙おむつ等(紙おむつ・サラン・ガーゼ等衛生用品)	脳性麻痺等脳原性運動機能障害を有する者で、かつ、知的障害を有するために便意若しくは尿意の意思表示が困難であり、恒常的に紙おむつを必要とするもの(3歳以上)		12,000/月	—	障害者又は介護者が容易に使用し得るもの
紙おむつ	精神保健福祉手帳・身体障害者手帳・療育手帳を所持し、常時紙おむつ等を使用する在宅の者(3歳以上)		3,000/月	—	
収尿器	膀胱機能障害を有する者で排尿のコントロールが困難な者又は尿路変更のストマを造設したもの	男性用	7,700	1年	障害者又は介護者が容易に使用し得るもの
		女性用	8,500		
導尿器	下肢・体幹機能障害を有する者		7,500/月	—	障害者又は介護者が容易に使用し得るもの

住宅改修費

品目	対象要件	基準価格	耐用年数	性能等
居宅生活動作補助用具	下肢・体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する学齢児以上の者であって障害等級3級以上のもの(ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上の者又は療育手帳A判定で訓練を行っても排便後の処理が困難なもの(原則学齢児以上))及び難病等により下肢又は体幹機能に障害のある者(ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢機能にも障害のあるもの)	200,000	—	<p>障害者の移動等を円滑にする用具等で設置に小規模な住宅改修を伴うもの</p> <p>〈注意事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険事業との併用は不可。</li> <li>・基準価格に満たない場合は分割利用可。</li> </ul>